

令和5年度版 所得税法能力検定試験 過去問題集

「所得税法能力検定試験 2級 過去問題集」に下記の誤りがございました。
確認作業が不十分でございました。訂正してお詫び申し上げます。

令和5年10月3日現在

頁	行	誤	正
200	13	第108回 解説（第1問 4.） 学生等で、給与所得等を その年分以後の各年分の所得税につき青色申告の承認を受けようとする住居者は、その年3月15日まで（その年1月16日以後新たに業務を開始した場合には、その業務を開始した日から2月以内）に、青色申告の承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。	第108回 解説（第1問 4.） 学生等で、給与所得等を有するもののうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるものを勤労学生という。